

熊本県宇城市で災害支援活動を行いました

7月28日に熊本県で発生した地震を受け、長野県合同災害支援チーム「チームながの」の一員として、8月30日から9月5日まで熊本県宇城市へ職員を派遣しました。

被災地の状況

派遣時には全てのライフラインが復旧していました。熊本市内では一部の瓦屋根にブルーシートがかけられていたものの、日常生活が送られていました。一方で、支援活動を行った宇城市豊野地区では、家屋の倒壊や石垣・塀の破損が数多く確認されました。地域によって被害状況に大きな差がみられました。

被災者の声

「生活水の確保に苦労した」「家具が倒れて屋外への避難が難しかった」「物が散乱し、身分証明書や眼鏡などを見つけれなかった」「断層の割れ残りがあり、今後とも大規模な地震が起こる可能性があり不安だ」との声を伺いました。

また、10年前の地震を教訓に、瓦や家具を固定していた住宅では、比較的被害を抑えることができたようです。

活動内容

公的支援や保険の手続きに必要な「罹災証明書」「被災証明書」「被災届出証明書」の申請受付を行いました。

また、オンライン申請の記載内容や不足情報の確認にも取り組みました。

地震対策

- ・雨水タンクの設置や浴槽の残り湯の活用し、生活用水を確保しましょう。
- ・免許証や保険証、通帳など番号がわかるものはコピーやメモをとり、非常持ち出し袋と一緒に保管しましょう。
- ・瓦や家具の固定をしましょう。家屋の被害を抑えるとともに、家具の転倒や避難経路の閉塞を防ぎ、命を守る円滑な避難に繋がります。



問い合わせ先 総務課情報防災係 (32) 3111

あなたの
エコ度は何点？

今日からできる「省エネチェック」

暑い夏や寒い冬、電気代や環境が気になるこの頃…。実は、ちょっとした工夫で省エネも節約もできるんです！あなたの「エコ度」をチェックして、今日からできることを始めてみませんか？

簡単エコチェックリスト

以下の項目に「はい」または「いいえ」で答えてみましょう！

- ☐ 使っていない部屋の電気やテレビはこまめに消している
- ☐ 冷蔵庫のドアを開けっぱなしにしない・詰め込みすぎない
- ☐ エアコンの設定温度を「夏は28度」「冬は20度」にしている
- ☐ シャワー時間を短くして節水を心がけている
- ☐ マイバッグやマイボトルを普段から持ち歩いている
- ☐ 地元産の食材を選んで買うようにしている

結果をチェック！

✓ 「はい」が3つ以上なら
エコ上手！

さらに上の省エネにチャレンジ
してみませんか？

✓ 「はい」が少なかった方も
大丈夫！

今日からできることを少しずつ
始めてみましょう。

小さなエコが未来を変える一歩に。無理なくできることから始めてみましょう！

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114

令和9年度 放課後児童クラブの 登録児童の受け付けを開始します

放課後児童クラブでは、保護者が就労等の理由により昼間留守となる家庭の小学1年生から6年生までの児童をお預かりし、放課後等における生活の場を提供しています。

令和9年度放課後児童クラブの登録児童を、次のとおり受け付けます。登録を希望する場合は、期間内に必ずお申し込みください。

申し込みいただける方

- 保護者等のいずれもが、次の理由により昼間留守になる場合
- 保護者等が児童と離れて毎月過半日以上、かつ、毎日4時間以上、家事以外の仕事をしている場合
- 保護者等が育児休業を取得している場合
- 保護者等が病気、負傷、心身に障がいがある場合
- 保護者等が出産の前後（原則として産前2カ月・産後3カ月間）である場合
- 保護者等が長期にわたる病人、または心身に障がいがある親族を毎月過半日以上、かつ、毎日4時間以上、介護している場合
- 家庭に火災や風水害などの災害があった場合

児童館の概要

- 定員 ●大林児童館(南小区域) 290名 ●東原児童館(北小区域) 150名
- 利用時間 《通 常》月～金曜日(祝祭日を除く)… 下校時～午後6時30分
土曜日…………… 午前8時～午後6時
《長期休み等学校休校時》…………… 午前8時～午後6時30分
- 負担金 ●登録料 年間 2,000円 ●おやつ代 年間 3,000円 ●土曜日 1回 500円
※他、行事など、実費徴収があります。
※登録料は、利用の有無にかかわらず、利用承認通知が届いた時点で発生します。

申込方法

- ①児童クラブ加入申込書 ②個別児童票 ③利用が必要であることを証明する書類
以上の3点を不足なく準備し、提出してください。
不備がある場合、受付後に返却することもあります。
- 申込書等配布開始 9月14日(月)～
- 申請書配布場所 大林児童館、東原児童館、町ホームページ
※利用を希望する児童館で用紙を受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。
役場では配布していません。
- 申込受付期間 10月13日(火)～30日(金) 午前10時～午後6時(土日祝日を除く)
※上記期間以外は原則として受付いたしません。
利用が必要であることを証明する書類の取得に時間がかかる場合は、必ず申込期間内にご連絡ください。
- 受付場所 利用を希望する児童館
郵送での申請も受付可能です(申込期間内必着)
右の二次元コードからも申請可能です。就労証明書の画像の添付が必要となりますので、お手元に就労証明書をご用意の上、お手続きを行ってください。



注意事項

- ・すでに利用していても、引き続き利用を希望する場合、申し込みが必要です。
- ・年度途中から利用を希望される方(長期休みのみ、復職予定、出産予定等)は、利用開始の一カ月前までに申し込みをお願いします。
- ・期限内にお申し込みいただけない場合は、新年度を迎えた後、空きがあった場合の受付となります。
- ・この場合、年度当初の春休み期間の利用はできませんので、ご注意ください。
- ・児童クラブ加入者が土曜日利用する場合は、事前申し込みと、利用料(1回500円)が必要となります。

《一般来館》

児童クラブへ加入していない場合でも、児童館の利用は可能です。
利用したいときは、一度帰宅し、ランドセル等の荷物を置いてから、来館してください。
なお、学校休校日の利用の際は、昼食・間食をとることができません。

申し込み・問い合わせ先 ●大林児童館(32)0154 ●東原児童館(32)5769